

令和3年度における温室効果ガス等の排出の削減に 配慮した契約の締結実績の概要

令和4年6月30日
国立大学法人一橋大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和3年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので公表する。

1. 令和3年度の実績

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成19年12月7日閣議決定。平成31年2月8日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づいた、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）について、令和3年度は電気の供給を受ける契約が該当する。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている①電気の供給、②自動車の購入及び賃貸借、③船舶の調達、④省エネルギー改修事業(ESCO 事業)、⑤建築物の設計、⑥建築物の維持管理、⑦産業廃棄物の処理の7つの契約類型について、本学では、①電気の供給を受ける契約が環境配慮契約に該当する。

なお、この電気の供給を受ける契約については、電気事業者の二酸化炭素排出係数、環境負荷低減に関する取組状況により評価する「裾切り方式（最低価格落札方式）」を採用し契約を行っている。

◆環境配慮契約締結件数

・電気の供給 2件

以上